



港南区民活動支援センター運営事業委託 公募型プロポーザル募集要項

令和2年7月

横浜市港南区役所地域振興課

1 港南区民活動支援センター運営事業概要について

(1) 港南区民活動支援センターとは

港南区民活動支援センター（以下「センター」という。）は、港南区域における中間支援組織として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりに向けた市民公益活動と生涯学習活動を支援します。

生涯学習を通して身につけた力を地域や社会に生かしてもらうことで、地域活動や公益的な活動の担い手の育成にもつながります。

さらに、地域人材の発掘・育成という視点で、センターの事業と区役所各課の事業を連動させることにより、相乗効果をより得られることが期待できます。

また、区内施設（地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウスなど）との連携を強化し、コーディネート機能を生かして、自治会町内会を中心とした地縁組織と市民活動団体との情報交換や交流を促すなど、センターが中心となって活動団体等のネットワークづくりを進めます。

(2) 事業実施の方法

本事業は、横浜市港南区（以下「区」という。）と運営法人（以下「法人」という。）との市民協働事業として行うため、区と協働契約（委託）を締結し、事業目的や双方の役割などを共有しながら協働で実施します。また、協働契約（委託）に基づき、区は法人に対して、事業に係る経費を支払います。

(3) センターの主要事業

センターの主要事業としては、以下を想定しています。これらに加え、区が必要と考える機能を付加する場合があります。

【主な事業】

- ・活動団体のネットワーク化と交流支援
- ・活動団体等に対するコーディネート
- ・相談業務とコンサルティング
- ・活動団体の活動支援
- ・活動場所の提供
- ・各種情報の提供・発信
- ・企画事業の実施
- ・その他市民公益活動及び生涯学習推進に必要な支援

※各事業の詳細は、仕様書を参照ください。

(5) 法人選定の趣旨

センターが、その機能を効果的に発揮できるよう、法人には「市民公益活動・生涯学習活動を支援する資質、能力」及び「地域の市民公益活動・生涯学習活動関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、法人の選定は、申請の資格を満たす法人を広く公募し、応募のあった中から、センター運営を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった法人を選定することとします。

選定に当たっては、応募法人の提出する事業計画書の審査を通じて、センター運営の資質、能力及び事業計画に関して、応募法人を評価します

2 公募の条件

(1) 募集法人

募集の対象は、次のいずれかに該当する法人とします。

(※共同事業体の場合は、構成する団体のいずれかが満たしていればよいものとします。)

- ア 市内における市民公益活動・生涯学習支援の活動実績を有する法人
- イ 市内における公共施設の管理・運営の実績を有する法人
- ウ 市民公益活動・生涯学習の理念を有し、上記ア又はイに準ずる事業展開が可能な法人

(2) 申請の資格

申請の資格は、次の各号全てに該当する法人とします。なお、参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認します。

(※共同事業体の場合は構成するすべての事業者が対象となります。)

ア 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿(※)に「各種調査企画」又は「その他の委託等」の種目で掲載されていること又は契約を締結するまでの間に掲載されていることが見込まれること。

イ 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿(※)の所在区分が「市内」又は「準市内」で掲載されていること又は契約を締結するまでの間に掲載されていることが見込まれること。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

※ 公募型プロポーザルに参加するには、本市の一般競争入札有資格者名簿への掲載が必要になります。

※ 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱URL:

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

(3) 欠格事項

次に該当する法人は、応募することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 申請書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ウ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(4) 事業実施内容等に係る基本的事項

センターにおける事業実施内容は、次の各項目の他、別添の仕様書の定めによります。

ア 実施施設

名称：港南区民活動支援センター

所在地：横浜市港南区港南中央通10番1号

床面積：約265㎡

イ 事業開始予定時期

令和3年4月1日

ウ 開館日・開館時間

平日：午前9時から午後5時まで

土曜・日曜・祝日：午前9時から午後5時まで

休館日：月曜日

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

※「祝日」とは国民の祝日に関する法律に規定する日としています。

※月曜日が祝日の場合は休館とします。

エ 職員及び配置職員数

- (ア) 管理運営責任者を1人配置すること
- (イ) 運営に必要となる人数の常勤及び非常勤職員を確保すること
- (ウ) 開館時間中は、常時2人以上の体制をとること
- (エ) 相談事業の実施においては常勤または非常勤のコーディネーターを配置すること。なお、このコーディネーターは、専任とすること。ただし管理運営責任者が兼ねる場合は、専任・兼任を問わない。
- (オ) 職員に対して、本事業に必要な研修を実施すること

オ サービス規程

(ア) 個人情報取扱特記事項の遵守

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、その情報を取り扱う前までに「個人情報取扱特記事項」第12条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

(イ) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項の遵守

受託者は、この契約に基づき、電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(ウ) 勤務態度（名札の着用等）

本業務の従事者は、受託者が用意した名札を着用し、礼儀正しく、規律を守り、市職員、各業務の従事者及びその他運営事業者等と連携・協力して業務に従事できるものとする。

また、来庁者等に対して、親切、丁寧に対応し、万が一トラブル等が生じた場合は直ちに市に連絡するとともに、責任をもって対応すること。なお、その都度顛末書を提出すること。

(エ) 建物・物品の損傷防止

受託者は、本業務の履行において、区の建物、什器、備品等を棄損した場合、もしくは棄損を発見した場合、継続利用すると将来棄損することが明らかである状況が発見した場合には、直ちに区にその旨を通知し、その指示に従うこと。

なお、受託者の責に帰すべき理由により棄損した場合においては、原則として原型又は現状に復するものとし、受託者の費用をもって行うこと。

(オ) 喫煙ルール

本委託契約を受託した従事者は、勤務時間中に喫煙は行わないこと。休憩時間を含む勤務時間外に喫煙を行うときは、第三者から誤解を受けることのないよう、配慮すること。

なお、平成30年7月に改正された健康増進法では、区庁舎は第一種施設に位置付けられ敷地内禁煙となっています。そのため、勤務時間内外を問わず、区庁舎内では喫煙をすることはできません。

(カ) 事故防止・危険防止

受託者は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置をとること。不審物を発見した際は、直ちに区に知らせること。その際には、絶対に触れたりしないこと。

(キ) 事故発生時の迅速な報告

各業務の履行中に事故が発生した際は、その業務に関係するか否かにかかわらず直ちに市へ口頭又は電話等で状況を報告し、速やかに報告書等の書面で市に詳細を報告すること。

(ク) 守秘義務

本業務の履行に伴い、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約

の解除及び期間満了後においても同様とする。

カ 利用者からの参加料の徴収

センター施設の利用料、実施事業の参加料は無料とし、利用者から徴収できません。ただし、事業の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することは可能です。

キ 委託料として支払う経費（予定）

区は、以下の経費を委託料として運営法人に支払います。

人件費を含めた令和3年度の事業費の上限は、約2,100万円（消費税及び地方消費税を含む。）の予定です。（現時点での予定であり、変更することもあります。）

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積りを徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

委託料には人件費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払は前金払とします。ただし、契約締結当初に一括支払いではなく、分割払とし、原則として毎月必要と考えられる額を支払います。

なお、管理経費等に関わるものの費用負担については、「提案書作成要領」に記載の費用負担区分表のとおりです。

ク 個人情報の保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

ケ 法令の遵守

センターの運営に当たっては、国の法令並びに神奈川県及び横浜市の条例・規則等を遵守してください。

コ その他

契約については、横浜市市民協働条例第12条に規定する「協働契約」により締結します。契約書は、別添の「協働契約書 雛型（委託契約型）」をベースに、協議の上、策定します。

(5) 運営期間、委託契約

運営期間は、原則として令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。なお、協働契約（委託）については年度ごとに契約するもので、無条件に複数年度の継続を約束するものではありません。事業期間内であっても、運営法人が次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認める場合には、協働契約（委託）を更新しない場合があります。

選定を取り消し又は運営の停止を命じる場合

- ・ 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- ・ 契約について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- ・ その他法人等として適当でないと区長が認めるとき
- ・ 区が設置する検証機関の評価が著しく低いとき

(6) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和3年度予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集は行われなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備等の損害賠償等には一切応じられません。

3 法人選定

(1) 選定の流れ

時期	内容
令和2年7月	募集要項等公表、港南区ホームページに掲載
令和2年7月10日	事業者公募説明会開催
令和2年7月22日	参加意向申出書及び資格審査書類提出締切
令和2年7月31日	参加資格確認結果通知書・提出要請書の送付
令和2年8月11日	質問受付締切
令和2年8月21日	質問回答
令和2年9月11日	提案書受付締切
令和2年10月5日	港南区民活動支援センター運営事業委託プロポーザル評価委員会開催 ヒアリング及び提案の評価・審議
令和2年10月下旬	港南区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会
令和2年11月下旬	受託候補者の特定・結果通知書の送付、結果公表
令和3年2月中	受託者と協議の上、協働契約書（事業目標及び事業実施計画書等）の策定
令和3年3月下旬	区から事業引継ぎ
令和3年4月1日	事業開始

(2) 公募手続きについて

ア 募集要項の配布

港南区ホームページからダウンロードできます。

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2020/itaku/konan/>

イ 事業者公募説明会

以下の日程で事業者公募説明会を開催します。参加の有無により、ヒアリング時の評価への影響はありませんが、今後の申請手続きや提案書の作成等を円滑に進めるため、できる限りの参加をお願いします。なお、センターは現在建設中であるため、現地見学はできません。

(ア) 日時

令和2年7月10日（金）午後1時45分～（午後1時30分開場）

(イ) 場所

港南区役所6階会議室（横浜市港南区港南4-2-10）

(ウ) 申込方法

説明会への申込みは令和2年7月8日（水）午後5時までに、港南区民活動支援センター事業者公募説明会参加申込（様式4）を記載のうえ、電子メール（kn-chishin-shisetu@city.yokohama.jp）またはファクシミリ（045-842-8193）で港南区役所地域振興課あてにお申込みください。なお、参加者は2名までとします。

【注意事項】

- ※ 当日は、募集要項等は配布しませんので、港南区のホームページから印刷の上、ご持参ください。
- ※ 当日、社員（職員）である事を証明できるもの（名刺可）を確認させていただきます。
- ※ 前述した「2 (3) 欠格事項」に該当する団体は参加することができません。
- ※ 現支援センター（ゆめおおおかオフィスタワー5階）に来館することは制限しませんが、案内や質問については、一切応じません。また、いかなる場合において

も事務室内の書類の撮影、記録を禁止します。

(3) 申請書提出希望（プロポーザル参加）の確認

申請書の提出を希望する者の資格を確認します。本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書（様式1-1）と必要な資格審査書類を提出してください。なお、共同事業体での応募の場合は、共同事業体の結成に関する申請書（様式1-4）を提出し、取りまとめ事業者の設定をしてください。

ア 参加意向申出書の提出

(ア) 提出書類（全て1部）

- ① 参加意向申出書（様式1-1）
- ② 法人登記簿謄本（写）
- ③ 参加資格の条件を満たす法人（本募集要項の2(1)募集法人を参照。）であり、市内における活動状況がわかる資料（様式はありません。既存のものでもかまいません。）
- ④ 欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式1-2）
- ⑤ 一般競争入札参加有資格者名簿への登載見込みについて（様式1-3）
（⑤については参加意向申出書提出時点において、本市の一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない法人のみ提出してください。）
- ⑥ 共同事業体の結成に関する申請書（様式1-4）

(イ) 受付期間及び時間

令和2年7月22日（水） 午後5時まで（必着）

持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から5時までの間に受け付けます。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(ウ) 提出場所

〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号
港南区役所5階 地域振興課（窓口番号54番）

(エ) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、上記受付期間に必ず到着するように発送してください）

イ 提案資格確認結果の通知及び提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認めなかった者に対して、その旨及びその理由を参加資格確認結果通知書（様式2）により通知します。

なお、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式3）を交付します。

(ア) 通知日

令和2年7月31日（金）午後5時までにを行います。

(イ) 通知方法

電子メール

(ウ) その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(4) 質疑及び回答

提案書提出にあたり、必要に応じて質問することができます。なお、質問事項のない場

合は、質問書の提出は不要です。

ア 質疑を行うことができる者

参加意向申出書を期限内に提出した者で、本要項中 2 (1) に該当し、2 (2) の申請の資格を満たし、2 (3) の欠格事項に該当しない者としてします。

イ 提出期限 令和 2 年 8 月 11 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

ウ 提出書類 質問書 (様式 5)

エ 提出先 横浜市港南区役所地域振興課 担当：片山、福山

電子メールアドレス kn-chishin-shisetu@city.yokohama.jp

ファクシミリ番号 045-842-8193

オ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール (ただし、持参以外は着信確認を行ってください)。

カ 回答日及び方法 令和 2 年 8 月 21 日 (金) までにホームページに掲載します。
質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(5) 提案書提出方法

区からプロポーザル関係書類提出要請書 (様式 3) の通知を受けた団体は、別添の所定の書式に基づき提案書を作成し提出してください。

ア 提出書類

別添の「提案書チェックリスト」のとおり

イ 提出期間

令和 2 年 9 月 11 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで)

ウ 提出部数

10 部 (正本 1 部、副本 9 部)

エ 提出先

〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目 2 番 10 号

港南区総合庁舎 5 階 54 番 地域振興課 担当：片山、福山

オ 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は書留郵便とし、上記受付期間に必ず到着するように発送してください)

カ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

キ 提出の著作権の帰属等

(ア) 提出書類の著作権は申請者に帰属します。

(イ) 提出書類については、他のものに知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開する場合があります。

(ウ) 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

ク 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

ケ 資料の取扱い

区が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

コ その他留意事項

- (ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。
- (エ) 所定の書式以外は受け付けません。

(6) 選定方法

法人の選定にあたっては、区は評価委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて提案内容の評価をします。区長は、委員会の評価の結果、意見を踏まえて法人を選定します。

ア プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	港南区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	港南区民活動支援センター運営事業委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	区長 総務部長 福祉保健センター長 福祉保健センター担当部長 総務課長 福祉保健課長 高齢・障害支援課長 保険年金課長	総務課長 福祉保健課長 地域力推進担当課長 地域振興課長 こども家庭支援課学校連携・こども担当課長 高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長

(ア) ヒアリングの実施

評価委員会での評価にあたり、提案内容に関するヒアリングを行います。

- ① 実施日時 令和2年10月5日(月)
- ② 実施場所 港南区役所会議室
- ③ 出席者 本業務を受託した場合に実際に担当する予定である責任者を含む3名以内としてください。
- ④ その他 日時・場所等の詳細については、別途お知らせします。

(イ) 申請者が運営する事業の実地調査

評価委員会が必要と認める場合は、申請者が運営する事業の実地調査を行うことがあります。

(ウ) 留意事項

- ① 申請者が多数あり、横浜市が受託候補者の選定に著しい支障が生じると判断した場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした法人についてのみ、ヒアリングを行います。
- ② 申請者が、法人の選定に関して評価委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 評点が同点となった場合の措置

最も高い評価を得た法人が同点で複数あった場合は、あらかじめ設定している重要項目(得点を2倍・3倍する項目)のみを集計したとき、得点の高い提案を最適提案として特定します。

それでもなお、同点の場合は抽選とし、方法は次のとおりとします。

後日、評価委員会を開催し、その委員会上でくじ引きを行い、最適提案者の特定をします。この場合において、該当者のうち、くじを引かない者があるときには、これ

に代えて当該プロポーザルに関係の無い市職員にくじを引かせるものとします。

ウ 指名停止等の取り扱い

申請書類の提出以降、契約の締結までの間に、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている又は新たに受けた場合には、本件の選考、契約手続きへの参加資格を失うものとします。

既に選定が終了し、契約の相手方として決定されている場合であっても、契約締結は行わず、次点者と契約交渉を行います。

なお、契約の相手方として特定されている者が、契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次点者と契約交渉を行うことがあります。

エ 評価結果通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(ア) 通知日 令和2年11月下旬

(イ) 通知方法 電子メール

(ウ) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面による特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

オ 評価結果の公表

運営法人の選定後、評価結果、評価委員会議事録、評価委員会名簿を区ホームページにおいて公表します。

(7) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

4 法人等選定後の諸注意

(1) 見積書の提出

運営法人として選定された後は、協働契約の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。区があらかじめ定める予定価格以下の金額で、契約額を決定します。

なお、金額の決定にあたっては、見積書に記載の金額に当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）を加算するので、法人は消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、事業に係る経費としたい金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

(2) 契約の締結

決定した契約額に基づき、区と受託者が協議の上、協働契約書を策定して締結します。運営期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としますが、協働契約については年度ごとに契約するもので、複数年度の継続を約束するものではありません。令和3年度の契約履行期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

なお、本委託に関連する覚書を、本委託の請負契約の相手方、港南公会堂指定管理者及び港南区（土木事務所）と締結する予定があります。

(3) 研修・引継ぎ

事業を開始するまでの期間には、区からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業

務を行っていただきます。行っていただくのは概ね次の業務です。

また、準備業務に係る人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

ア 区からの引継ぎ業務

イ 事業計画等作成業務

ウ 区との連携・調整事務

5 その他

- (1) 本事業への応募に係る経費について、区は一切負担しません。また契約締結後に委託料から応募にかかった経費を支弁することはできません。
- (2) 応募書類提出後、辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。なお、提出された書類の返却はいたしません。

6 別添資料等

- (1) 令和3年度港南区民活動支援センター運営事業委託仕様書
- (2) 参加意向申出書（様式1-1）
- (3) 欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式1-2）
- (4) 一般競争入札参加有資格者名簿への登載見込みについて（様式1-3）
- (5) 共同事業体の結成に関する申請書（様式1-4）
- (6) 参加資格確認結果通知書（様式2）
- (7) プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）
- (8) 港南区民活動支援センター事業者公募説明会参加申込書（様式4）
- (9) 質問票（様式5）
- (10) 辞退届（様式6）
- (11) 提案書類一式（提案書、提案書チェックリスト、様式7～11-15）
- (12) 提案書評価基準
- (13) 協働契約書 雛型（委託契約型）
- (14) 港南区民活動支援センター平面図

7 問い合わせ先

※ 本要項の内容等について質疑がある場合には、3(4)に従い、書面により提出してください。

横浜市港南区役所地域振興課 担当者：片山、福山
〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号
電話 045-847-8399 FAX 045-842-8193
E-mail kn-chishin-shisetu@city.yokohama.jp